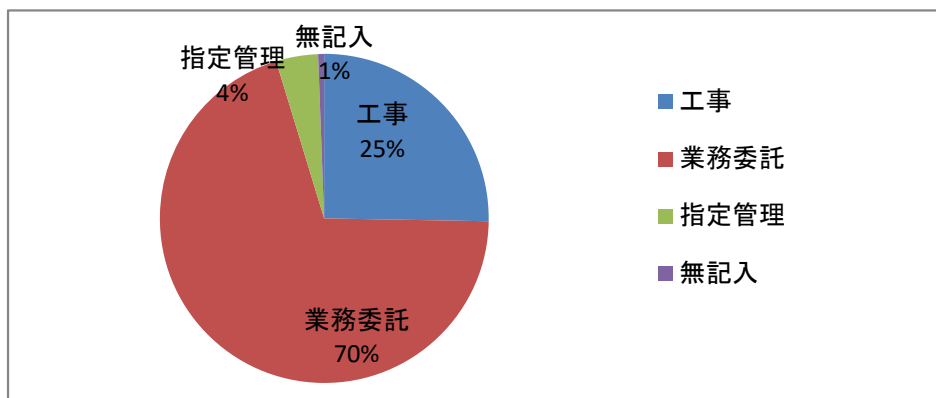


平成30年度労働者向けアンケート 集計結果

問 1

あなたが働いている(いた)厚木市が発注した仕事は次のうちどちらですか。

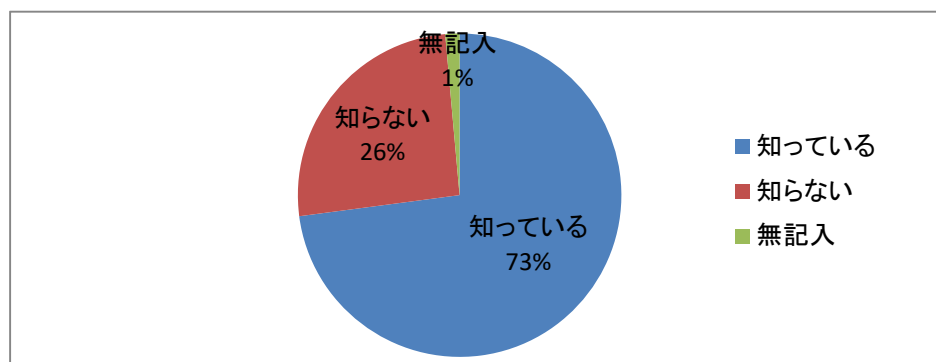
項目	回答数	割合
工事	123	25%
業務委託	341	70%
指定管理	20	4%
無記入	3	1%



問 2

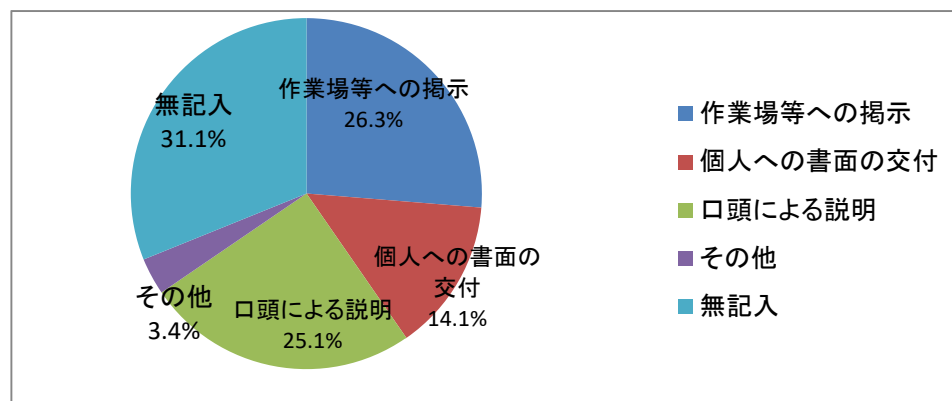
あなたが働いている(いた)厚木市の仕事は、市の公契約条例の対象契約であり、市が独自に決めた金額以上の賃金が支払われることが約束されていますが、このことを知っていますか。

項目	回答数	割合
知っている	355	73%
知らない	125	26%
無記入	7	1%



問 2－2 問2－1のことは、どうやって知りましたか。

項目	回答数	割合
作業場等への掲示	162	26.3%
個人への書面の交付	87	14.1%
口頭による説明	155	25.1%
その他	21	3.4%
無記入	192	31.1%



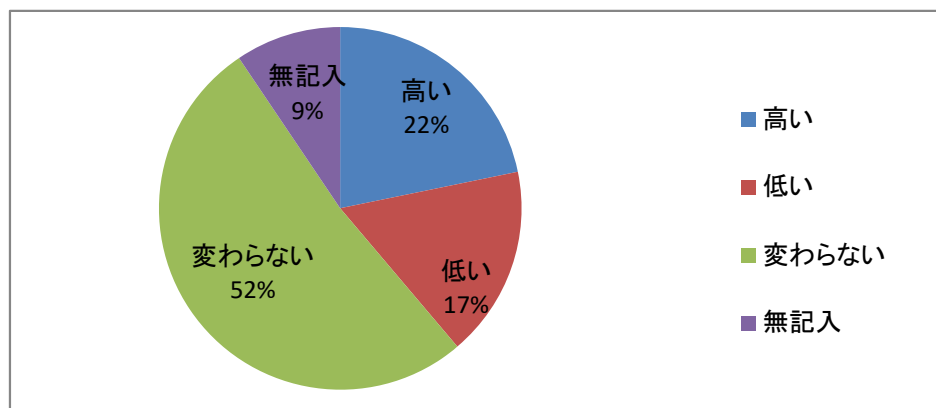
問 2－3 周知方法について、問2－2の方法以外にどのような方法が効果的だと思いますか。御意見がありましたら、御記入下さい。

- ・市の広報等に根拠等を示し詳細に載せる。
- ・インターネットのHP、市施設窓口での掲示。
- ・会社の契約書に記載する。
- ・市の職員による説明。
- ・安全教育の場などで説明。

問 3

あなたがいま働いている市の公契約条例の対象となる仕事でもらう賃金は、いつもとくらべて高いですか、低いですか。

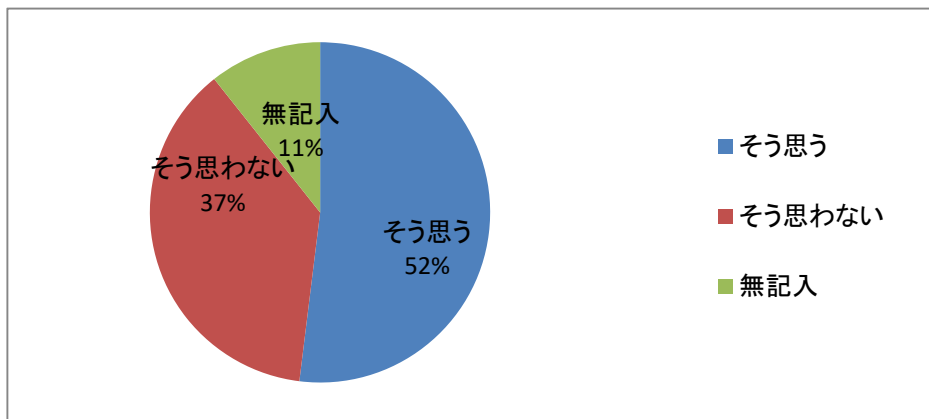
項目	回答数	割合
高い	106	22%
低い	83	17%
変わらない	252	52%
無記入	46	9%



問 4

あなたは、御自身が働いている仕事が、市の公契約条例の対象契約となることは、労働意欲の向上につながると思いますか。また、その理由は何ですか。

項目	回答数	割合
そう思う	253	52%
そう思わない	182	37%
無記入	52	11%



《理由》主なもの

【そう思う】

- ・下限額が決まっているため給与の面で良いと思うから。
- ・市で決められた時給で働くことができ安心感があるため。
- ・時給のベースが少し高いと思うから。
- ・県の最低賃金より高く設定されて例るため、収入が増えるため。
- ・公的に認められているから、モチベーションの向上につながる。
- ・労働環境が守られていると思える。
- ・最低賃金を知ることでお金などお金の使い道や目標を立てやすい。
- ・厚木市の下限額が神奈川県より高いところにあるのでここと比較すると労働意欲の向上につながっていると思う。

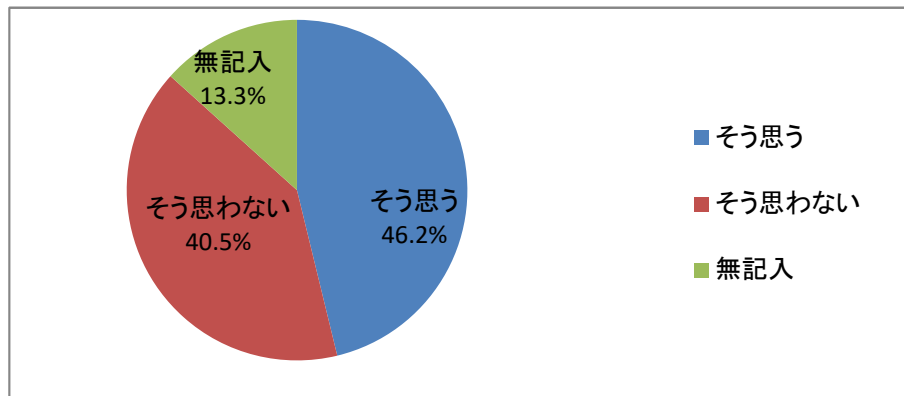
【そう思わない】

- ・どちらでも労働意欲は変わらない。
- ・自分の仕事に対する意欲・意識は変わるものではない。
- ・全く意識したことがない。
- ・低い賃金で入札しているところが契約している以上、賃金が上がることはないのではないかと思います。
- ・労働意欲の向上とは賃金のみではなく、仕事関係全般によるため。入札の結果により雇用確保が左右されるから。
- ・公契約条例の対象が労働意欲の向上につながるとは思えない。
- ・職場に掲示されていますが気にしたことはないです。
- ・公契約条例で保護されている安心感はある。ただ内容は特段の効果があるとは思えない。
- ・労働報酬の最低賃金が上がっても時給じゃない人は関係ないから。
- ・労働意欲、仕事の向上は社会の未来性や発展力がないとできないと思います。公契約条例ではそれに繋がるとは思いません。労働者の賃金、物価、安全管理への経費も増加しています。しかし委託の賃金は下げられています。矛盾しているとは思えません。

問 5

あなたは、ご自身が働いている仕事が、市の公契約条例の対象契約となることは、仕事の質の向上につながると思いますか。また、その理由は何ですか。

項目	回答数	割合
そう思う	225	46.2%
そう思わない	197	40.5%
無記入	65	13.3%



《理由》

【そう思う】

- ・賃金が上がればそれだけモチベーションが上がり丁寧に仕事をしようという気になる。
- ・高い時給になればなるほど雇用側も求める対価が大きくなり、仕事内容が高度になってくるから。
- ・一般と比較して高い時給をもらっているので、クオリティーの高い仕事をしなければいけない責務。
- ・安心感が増す、労働環境がより安定、長く働くことで質も上がっていくと思う。
- ・自身の作業が適正に判断されていると思う。
- ・職が安定するため。
- ・もらっている以上、丁寧に仕事に向かえる。
- ・労働意欲が上れば、仕事に対しての向き合い方や考え方が変わり向上心につながると思う。

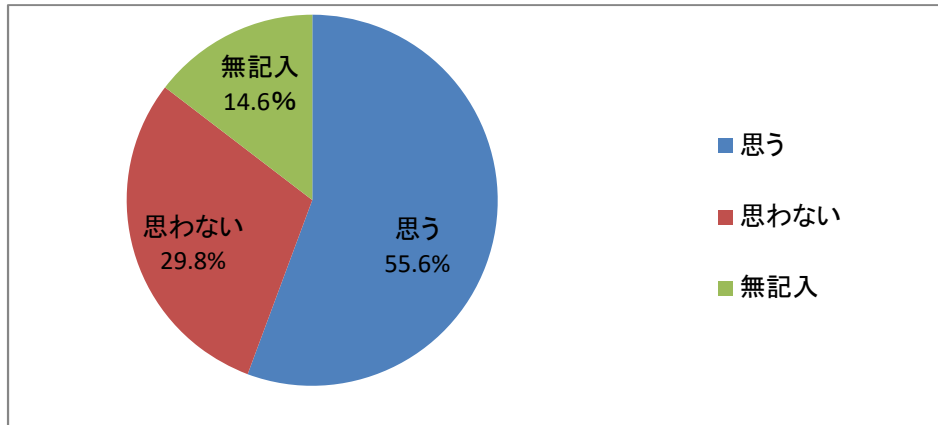
【そう思わない】

- ・特別意識しない。
- ・労働環境が整っていることは良いが一般的に賃金について高いからといって仕事の質の向上に直結するとは思えない。給食調理員としては児童の命を考え安全な給食を提供することが根本にある為、常に仕事に対しての姿勢は変わらない。よって条例の有無は関係ないように思える。
- ・長く経験を重ねたところで、入札で取れなければ、仕事がなくなるので向上しないと思う。
- ・公契約条例の対象が労働意欲の向上につながるとは思えない。
- ・公契約条例が仕事の質の向上とは関係ないと思う。
- ・最低賃金が上がっても委託の入札の額は下がっているので対象契約だからといって労働意欲の向上につながるとは思えません。
- ・質の向上があるとは思えない。

問 6

あなたは、公契約条例が必要だと思いますか。また、その理由は何ですか。

項目	回答数	割合
思う	271	55.6%
思わない	145	29.8%
無記入	71	14.6%



《理由》

【そう思う】

- ・最低賃金よりも少し高い設定なら人手不足の解消にもつながると思う。
- ・時給が市によって保証されているため。
- ・市で決められた時給で働くことができ安心感があるため。
- ・市が委託している業務なので様々な保証があった方が良いと思うから。
- ・労働者の立場を重視した条例であれば必要だが、市の都合ばかりを考えた条例であればどうかと思う。
- ・ブラック企業撲滅に寄与できると思う。
- ・最低賃金以上の額は保障されるため。
- ・職場に掲示されている方が良いと思います。
- ・自分が行っている仕事が安心して働け安定した生活を送る為には必要だと思います。
- ・仕事をしていく上で大切なことだと思うから。労働環境の整備や事業の質の向上を考えることは必要。
- ・公契約があれば自分たちの賃金も保障されるし時給UP等の要請もできる。
- ・委託業なのだからきちんと取り決めは必要。
- ・民間への波及効果が期待できる。
- ・不当な低賃金の抑止は良いことと思う。
- ・常用作業員として働くのであれば労働者を守るため必要であると思う。

【そう思わない】

- ・仕事に変わりない。
- ・特に影響を感じないため。
- ・給料が変わる感じがしないから。
- ・法律で最低賃金以上支払うことが義務付けられているのにわざわざ条例でも制定する意味がないと思う。
- ・様々な会社があるのでこの条例を一概に否定はできませんが、労働報酬下限額を重視しても労働環境は変わりません。

問 7

厚木市公契約条例に関して御意見等がありましたら、御記入ください。

- ・特別な現場だけ高額なのはどうかと思う。
- ・市の公契約条例自体よくわからないため、働く人に多く知らせ理解してもらえる方法を考えるべき。
- ・協力業者にも連絡指示を早く周知させてほしい。将来の賃金の傾向も合わせて周知してくれると嬉しい。
- ・現在の賃金はわかるが将来の金額の方向性も知りたい。
- ・無駄にあちこち工事をしているように思います。(道とか)それなのに厨房の中(釜や機械など)が壊れても予算がないとかでなかなか直しに来てくれない。毎日使うもので壊れると大変なので、予算がどうのこうの言っていないで早い対応をお願いします。
- ・公契約条例を知らなかったのでアンケートで判断できない。条例について詳しく記載してある書面を事前に配布して欲しかった。
- ・市民(働いてる人)にもっと伝わるようにしてほしい。今回の事で知ったので経営者へ義務付けるなどした方が良いと思う。
- ・市の情報と業務委託からの情報は良く見えず、調理師の求められるレベルが上がっても、自分の給料アップには現実繋がっていないので不満があります。長く働いても賃金は上がらずやる気は下がります。
- ・基準が何なのか一般の方にもわかりやすくした方が良いと思います。
- ・働きがいのある現場であります。
- ・厚木市だけでなく土木業界が全体で変わってほしい。
- ・物価の上昇・材料の高騰等を考慮して入札金額を設定してもらいたい。
- ・もっと周知をたくさんしたら良い。
- ・民間工事のも広がっていけばいい。
- ・対象工事が増えたらいい。
- ・公契約条例と入札制度雇用確保との関係を考えるべき。
- ・業務内容による、条件の変更が必要。
- ・従事者の賃金に於いては、経験年数等に依りここに変動がありますが、最低賃金より高額な場合は据え置きになってしまいます。業務委託先が考慮すべきことだが、市としても検討及び指導願いたい。
- ・価格競争が厳しい中最低制限価格が低いままでは労働者の賃金が上がらない。改善してほしい。そしてこの条例が通用するのに経費が掛かるのはどうだろう。
- ・アンケートをインターネットを利用した方が効率が良いと思う。
- ・業務委託の落札金額を下げてばかりいると委託会社が時給の高い人を辞めさせたり、その内はじまる。外国人労働者を雇い入れ時給の高い日本人は辞めさせられないか心配です。
- ・公契約条例は業者(会社)間での問題では。パートにアンケートを取る意味が？
- ・公契約条例がもっと広く知られると、例えば求人広告に表示した場合、「いい仕事だ、応募してみよう」となるかもしれないのもっと告知をして欲しい。
- ・これから週40時間体制で尚且社会保険の義務付け等にばかり気を取られてこれから始まる若手労働者不足の原因である過酷労働や短工期による無理な施工体制をまず初めに見直してもらいたい。学校の夏休み工事もその一つです。もっと経費をかけて充実した作業現場にしていだいてからの公契約条例になると思いますが。